

令和 3 年

第 3 回東栄町議会定例会

会 議 録

(第 1 日)

令和 3 年 9 月 9 日 (木)

令和3年第3回東栄町議会定例会 会議録

招集年月日 令和3年9月9日（木） 開会 午前10時00分
散会 午後 1時51分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	住民福祉課長	伊藤太
医療センター事務長	前地忠和	経済課長	夏目明剛
事業課長	原田経美	教育課長	栗嶋賢司
会計管理者	伊藤知幸		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山和正	書記	神谷純子
--------	------	----	------

令和３年第３回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 町長提出議案大綱説明 | |
| 日程第 6 | 認定案第 1 号 | 令和２年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定案第 2 号 | 令和２年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定案第 3 号 | 令和２年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定案第 4 号 | 令和２年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 10 | 認定案第 5 号 | 令和２年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 11 | 認定案第 6 号 | 令和２年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 12 | 認定案第 7 号 | 令和２年度東栄町医療センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 13 | 認定案第 8 号 | 令和２年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 14 | 認定案第 9 号 | 令和２年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 15 | 認定案第 10 号 | 令和２年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 16 | 認定案第 11 号 | 令和２年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 17 | 認定案第 12 号 | 令和２年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 18 | 認定案第 13 号 | 令和２年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 19 | 承認第 7 号 | 令和３年度東栄町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 20 | 議案第 39 号 | 東栄町過疎地域持続的発展計画について |

- 日程第 2 1 議 案第 4 0 号 小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について
- 日程第 2 2 議 案第 4 1 号 町営バス（小型バス）物品売買契約について
- 日程第 2 3 議 案第 4 2 号 令和 3 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 4 議 案第 4 3 号 令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議 案第 4 4 号 令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議 案第 4 5 号 東栄町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 2 7 議 案第 4 6 号 東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について
- 日程第 2 8 同意案第 4 号 東栄町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 9 報 告第 1 1 号 令和 2 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 3 0 報 告第 1 2 号 令和 2 年度東栄町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 3 1 報 告第 1 3 号 令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計継続費精算報告書について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますのでただいまから令和3年第3回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にご配布した日程の通りでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則123条の規定により3番伊藤真千子君、6番森田昭夫君の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。お手元にご配付してあります会期及び審議予定表を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

それでは会期及び審議予定表を朗読させていただきます。会期及び審議予定表令和3年第3回東栄町議会定例会、会期日程は13日間でございます。9月9日木曜日午前10時本会議、開会、会議署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、行政報告、町長提出議案大綱説明、議案上程、委員会付託、9月10日金曜日午前10時本会議一般質問、9月11日土曜日休会、9月12日日曜日休会、9月13日月曜日休会、9月14日火曜日午前10時決算特別委員会、付託案件審査、9月15日水曜日午前10時文教福祉委員会、付託案件審査、午後1時総務経済委員会、付託案件審査、9月16日木曜日休会、9月17日金曜日休会、9月18日土曜日休会、9月19日日曜日休会、9月20日月曜日休会、9月21日火曜日午前10時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会、以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただいま朗読の通り本定例会の会期は本日から9月21日までの13日間としたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めますよって会期は本日から9月21日までの13日間と決定いたしました。会期中の議会運営につきましてはよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

----- 諸般の報告 -----

議長（原田安生君）

次に日程第3諸般の報告を行います。議会運営関係につきまして議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、5番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤芳孝君）

それでは議会運営委員長の報告をさせていただきます。去る、8月17日火曜日及び9月2日木曜日の両日、当会議室において議会運営委員会を開催いたしました。8月17日の出席者は議長、委員全員と議会事務局長、執行部は総務課長。9月2日の出席者は議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。令和3年第3回東栄町議会定例会の会期及び審議予定はお手元に配付してあります会期及び審議予定表の通りで会期は本日から9月21日まで13日間でございます。付議事件につきましては、認定案13件、承認1件、議案8件、同意案1件、報告3件でございます。初日議了を除く各議案につきましては決算特別委員会及び常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布をいたします議案付託表の通りでございますので慎重審議をよろしくお願いいたします。次に一般質問でございますが今回の質問者は3名であり9月10日金曜日午前10時より開催いたします。続いて陳情書等の関係ですがお手元にお配りしました陳情請願等一覧表の通り陳情5件、要望3件について個別に審査いたしました。審査の結果受理番号4番は文教福祉委員会、5番は総務経済委員会に付託し2番3番6番8番9番は議長預かり、7番は議長聞き置きといたしました。内容等の閲覧を希望される方は議会事務局へお申し出ください。最後になりますが令和3年第3回東栄町議会定例会につきまして会期中ご協力のほどよろしくお願いを致します。以上をもちまして議会運営委員長の報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に議会関係につきまして議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

令和３年第３回東栄町議会定例会諸般の報告を議長に代わりまして報告いたします。令和３年第２回定例会以降の行事につきましてはお手元に諸般の報告として一覧表を配布させて頂きましたのでお目通しをお願いいたします。次に地方自治法第２３５条の２の規定による例月出納検査の結果につきましては監査委員から６月２４日に５月分、７月２８日に６月分、８月２６日に７月分の報告がありいずれも適正であるとの検査結果でありました。詳細につきましては事務局で報告書を保管していますので必要の方は閲覧をお願いいたします。陳情書等の取扱いにつきましては先ほどの議会運営委員長の報告の通りでございます。以上で諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長大綱説明 -----

議長（原田安生君）

以上で諸般の報告を終わります。次に日程第４行政報告及び日程第５町長提出議案大綱説明を行います。町長から行政報告と本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

改めまして皆さんおはようございます。本日は９月東栄町議会第３回定例会を招集をさせていただきましたところ議員各位には公私にわたり大変ご多用の中ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。任期半ばの６月３０日で辞職をさせていただき選挙によって改めてこれまでの町政、今後の町政について住民の皆様にご支援に深く感謝を申し上げます。ご承知の通り２期目途中での辞職でございましたので選挙日の８月８日から３期目となったところでございますが任期は令和５年４月２６日までとなっております。選挙の結果、丹羽センター長をはじめとする職員の皆さん、そして関係する皆さま方の今まで一緒に検討してまいりました新診療所・保健福祉センターの建設を引き続き進めていくことをお認めいただいたというふうに考えております。人口３０００人を切った町で税収も財源も潤沢ではない中、東栄町も今後もですね存続をさせていくためにも今回の計画をしっかりと前に進めてまいりたいと考えております。将来安心して暮らせ

るまちの実現に向けて3期目も全力で取り組んで参ります。まだまだ人口の減少は続くことが予想されますが小さな町だからこそ町民同士がお互いに助け合い信頼と絆で結ばれる町づくりを皆様方と一緒に進めていきたいと考えております。改めて議員を含め町民の皆様方のご支援とご協力を今後もお願いを申し上げるところでございます。それでは最近の状況になりますが、まずは新型コロナウイルス感染症についてでございます。愛知県の状況はご承知の通り8月8日にまん延防止等重点措置によりまして東栄町も対象区域となり不要不急の外出自粛など新型コロナウイルス感染症ののですが再発防止に取り組んできましたがデルタ株の置き換わりが進む中、新規感染者が8月27日は過去最多の2346人となるなど急激な増加は続き重症患者数も増加しました。よって8月27日から9月12日までの17日間の緊急事態宣言が発令され、現在もオール愛知で新型コロナウイルスの感染症の第5波を克服し安心な日常生活と社会経済活動を取り戻すことができるよう皆さんにご協力をいただいているところでございます。県内、東三河地域も含めこの状況は非常に厳しく本日中には更なる期間延長も示される見通しとなっております。皆様方には引き続き不要不急の外出の自粛、特に町内飲食店には営業時間の短縮など不便をおかけしますがご理解とご協力をお願いをしたいと思います。コロナワクチンの接種につきましては9月1日時点で接種対象者は2835人のうち1回目の接種者は2393人84.4%、2回目接種者は2097人74%となっております。順調に接種が進んでおります。設楽町、豊根村から在庫のワクチンを提供いただくなどお互いの協力体制ができ本当に感謝をいたしておる所でございます。今後も新城市を含めての連携協力は欠かせないと感じております。予定通りこのまま進めれば9月17日で集団接種は完了する予定となっております。町のイベント行事の中止、延期は当分の間は、まだまだ続けなければならないというふうに考えております。小中学校も2学期が始まっておりますが学校行事も中学校体育大会4日に実施済みでございます。小学校運動会も18日に実施を予定しております。コロナ対策には万全を期して取り組んでいただいています。変異株の影響から児童生徒の感染者が全国的にも増えておりますが学校関係についてはこれまで以上にしっかりと対応してまいりたいというふうに思っています。それから国の状況は色々マスコミ等流れておりますが、報道等流れておりますが、国の来年度の予算の動きももう既に動いております。各省庁の概算要求が出されております。予算編成作業も始まっておりますが菅政権の重点政策は脱炭層、E Vやデジタルであり、特別枠を設けております。また骨太の方針で集中的に投資するとしいわゆるグリーンだとかデジタル、地方創生、子育て支援の4分野に重点配分するために4兆4000億円程度の新たな成長推進枠を設けております。そしてコロナ対策事業も引き続きあり、さらには高齢者に伴う社会保障費も増える見込みでありまして概算要求総額を8年連続で100兆円を超えると過去最大の111兆6559億円というような発表がされているところです。そしてこの秋の衆議院選挙や来年の夏の参議院選挙を控えて当然歳出の圧力をかけ

なければならないというふうになります。特に我々の山間地域で関心の高いところはやはり地方交付税の要求額が自治体に配る出口ベースでは前年度予算比で 0.4%増の 17 兆 5008 億円となっております。今のところ減額というような状況がないないというふうに思っておりますが、これも注視をしていかなければならないと思っております。また国土交通省においては住み続けることができる地域づくりを目指して、人口 10 万人規模で買い物や医療など生活機能を確保する地域生活圏の形成に乗り出すとされております。人口が減る中で来年度の概算要求にデジタル技術等を活用した生活機能を確保する地域で調査をする費用を盛り込んでおります。また中心部から遠い地域は住民主導で買い物や地域内交通などを運営する小さな拠点を形成する事業にも予算を計上しておりますのでしっかりと私どもも今後の町中の制度を含めてしっかり情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。また総務省は地域おこし協力隊の増員を目指して人材確保の支援や隊員向けの研修拡充を図るとしております。2020 年度時点で全国協力隊員は 5464 人ですが 2024 年には 8000 人増やすという目標を立てております。予算も前年度当初予算の 3 倍に相当する 4 億 5 千万円を計上しておりますので各自治体等も地域おこし隊制度を活用してもらいたいというように総務省からの依頼はありますが我々も人材の確保についてはしっかりとこの制度を活用できるよう検討してまいりたいと考えております。それから愛知県への議会との合同での総合要望につきましては 8 月 31 日を予定しておりましたが新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言が発令されている最中であり、やむなく調整のうえ延期することになりました。コロナ禍ではありますが今後日程調整した上で各部局への要望活動を行ってまいりたいと思っております。特に我々の山間地域で現在も北設情報を三町村で進めておりますが、北設情報ネットワークに関する要望につきましては北設楽郡町村会として峰野県議にご同行いただきまして 8 月 23 日に愛知県に対して行なっております。県の松井副知事、総務局長、総務部長、情報政策課長、吉田 ICT 推進監に対しまして山間地域が情報社会に乗り遅れないように設備機器の更新に要する経費に対する支援制度の創設など財政的支援を 3 町村長でお願いをして参りました。今後、国に対しても要望活動を実施する予定としております。またさらには同じ日に県議会建設委員会に出席をさせていただきまして新城設楽建設事務所管内の道路をはじめとする事業の説明と地元の道路状況を報告した後に建設委員の先生方にご要望させていただいたところでございます。もう少しお時間をいただきまして就任後の行政報告をさせていただきますが 6 月末の辞職後、ひと月あまり役場を離れましたが、選挙の結果おかげをもちまして 3 期目を迎えることができたところでございますが、8 月 9 日に当選証書受領させていただき翌 10 日に職員の皆さんにお迎えいただきまして初登庁させていただいたところです。まだ一か月過ぎたところでございますが、町政の取り組み状況についてご報告させていただき、引き続いて本日ご提案をします議案の提案理由についての説明をさせていただきます。10 日

の翌日 11 日と 12 日には東三河広域連合議会が開催され出席をしました。提出議題は、ご承知のように令和 2 年度の一般会計歳入歳出決算と介護保険特別会計の歳入歳出決算の認定でございました。いずれも賛成多数で可決されたところでございますが、今回の議会の 6 名の方が一般質問され東栄町も伊藤芳孝議員が「東三河はひとつ」の捉え方について、中山間地域の医療の今後について、有害鳥獣対策についての項目で質問をされました。内容等はここでは申し上げませんが、広域連合のホームページ、議会録画中継でご覧を頂きたいというふうに思っております。その中で医療関係についても県の知事の定例記者会見がありましたように北部医療圏での取り組みそして広域連合としては知事の発言にありましたように南部も含めた検討が将来においては必要だと言うことも述べられております。しっかり今後その状況を含めて私どもも東三河の一員として全体を捉えた中で検討をしてみたいと思っております。コロナ禍の中ではございましたが我々の地域にありますプロバスケットボール三遠ネオフェニックスのですねサマースクール in 東栄 2021 が 8 月の 15 日と 16 日の 2 日間、練習会場は東栄中学校の体育館、宿泊は東栄グリーンハウスを利用いただきまして実施をされました。今回でこのスクールも 5 回目となりますが、今回は市川会長、北郷社長も来町されました。スクール生徒 30 名、スタッフ 6 名、選手 2 名の参加をいただきました。私も初日、副町長とお邪魔をさせていただき歓迎のご挨拶とさせていただきました。いよいよ 10 月 2 日から今シーズンの試合が始まります。是非我々の地域のプロスポーツであります。是非、試合観戦等応援をお願いをしたいと思っております。同じ日の 15 日東京 2020 パラリンピックの聖火フェスティバルの集火式、出立式が愛知県庁で午後 7 時から行われました。県内 49 市町村で採火された火をもって参加をさせていただきました。「東栄の火」は広報とうえいにも載っておりますが、古戸花祭り保存会に協力をいただきまして火打石を使って採火を行いました。そして愛知の火として東京パラリンピック開会式に届けられたというところでございます。次に 8 月 17 日から 18 日かけての大雨についてでございます。17 日の 20 時 30 分に災害対策本部を設置して第 1 非常配備しました。18 日 3 時 15 分に土砂災害警報情報が発表され、3 時 45 分には東栄町全域に警戒レベル 4 相当、避難指示、防災行政無線 S アラート放送で避難所開設は 7 箇所でありました。町営バスは始発から全線運休 J R 飯田線も始発から豊橋から駒ヶ根間の運休、道路も 4 路線で雨量規制がかけられました。停電は中設楽、月地区で発生し復旧には少し時間がかかりました。千代姫荘には宿泊者が見えましたが、入浴を済ませておりまして夕食中でしたが、懐中電灯等難をしのいでいただいたという状況でございます。そして最近の想像絶する豪雨によりまして河川の増水と濁りにより水道水に影響をきたしており、特に御殿地区、本郷地区、下川地区の皆様には大変ご迷惑をお掛けしており心より申し訳なく思っております。多くの皆様方から苦情や要望をいただいております、緊急時の対応を第一に取り組んでおりますが、まだまだご要望にお応えできない部分もあり大変心苦しく思っ

ておりますが今後も最善の努力をさせていただきたいと思っております。ご存知の通り豪雨により水源としております大千瀬川が濁ってしまい、悪く言えば泥水となってしまうことから浄水場で濁度が取れない状況が続いております。またポンプで原水を浄水場に送っておりますが泥も吸い上げることからポンプが停止をしてしまうということも発生しております。近年は災害的豪雨となっており川の汚濁は異常であります。その対策は本年度議会にお認めいただき調査費用を頂いております。現在調査中ではありますが抜本的な対策を早急に講じて参りたいと思っております。もう少し時間をいただくかもしれませんが、必ずこの対応はして参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それから今年の防災訓練はコロナ禍の影響もあり9月5日に安全行動訓練、シェイクアウト訓練を防災行政Sアラートで呼びかけて各自自宅で行って頂いております。また、自主防災会とは通信訓練を実施をし確実な情報伝達を図れるようアマチュア無線とI P無線を使い役場との通信を行っております。それぞれの防災倉庫に保管している備品等についても確認点検を実施していただいたところでございます。役場職員は災害対策本部からメールを送信し、連絡体制の確認を行っております。それから社会福祉協議会の主催で災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施をさせていただきました。被害を想定し災害ボランティアセンターの立上げ訓練を行い今後も町民の皆様に認識をしてもらい災害ボランティアの養成に努めてまいりたいと考えております。次に男女共同参画計画策定についてになりますが、国は平成11年制定の男女共同参画社会基本法等を順次整備し男女共同参画社会の形成促進に向けて総合的かつ計画的に取り組んでおるところでございます。県は国の方針に合わせて第5次男女共同参画計画を策定し男女共同参画社会の実現を目指しておるところです。本町では平成28年3月に女性活躍推進法に基づく「東栄町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業行動計画」を策定し平成30年4月には「まちづくり基本条例」を制定してきましたが、これまで以上に多様な力の連携と協働によるまちづくりを推進するために性別を超え一人一人の力を活かしながら暮らし続けられる町の実現を目指すこととし男女共同参画プランを今年度中に策定することにしました。第1回の策定委員会を8月27日に事業者部会と町民部会のそれぞれの委員会を開催し委員皆様の様々な視点から意見を頂き本年度3月末の策定に向けて協議を始めて頂いております。次に中学生の海外派遣事業であります但昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により残念でしたが海外派遣を中止して交流校のリージェント・クリスチャン・アカデミー校と3日間のオンライン交流を行いました。今年度も春先には行けないという判断をしたところでありましたが、今後どのような対応をするのかということで8月30日中学生海外派遣事業検討委員会を開催し協議をいただきました。協議の結果、代替案として国内での留学生との現地交流を行うことに決定をしました。場所はコロナの影響も踏まえ保護者に理解をいただける場所を現在検討中であり、内容は留学生との交流をメインとするものであります。そ

して保護者の負担金の再検討などしっかりと検討した上で実施計画ができましたら改めてご報告させていただきたいと思ひます。それから小中学校の児童生徒が使用しておりますタブレット端末についてはコロナ対応としてのオンライン授業もありますので家庭への持ち帰りによる利用を開始する予定となっております。次に東栄町プレミアム付商品券、ありがっさま券の状況ですが、8月末までで高齢者の購入状況は1147セット、購入率は74.19%でございます。一般の購入状況につきましては7968セット購入率は73.42%となっております。全体で9115セット76%で、残りは2885セット24%となっておりますが9月2日からは町外の方にも購入できるようになっておりますのでよろしくお願いいたします。次に観光まちづくり協会ですが、今まで協会で行ってまいりました手作りコスメ体験「ナオリ」事業につきましては三信鉦工株式会社と共同出資による「株式会社もと」代表取締役内藤千裕にナオリ事業を譲渡することになりましたのでよろしくお願いをいたします。次に花祭りにつきましてはご案内の通り東栄フェスティバルは今年度も中止を決定をさせて頂きました。各地区の花祭りの開催については各保存会において現在協議中であると聞いておりますが、決定次第東栄チャンネル等でその結果をお知らせして参りたいと思っております。最後になりますが9月6日の議会全員協議会において町税の課税誤りについての報告をさせて頂きましたが、改めて納税者の皆様ならびに町民の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたこと本町の税務行政の信頼を損なうことになり深くお詫びを申し上げます。今後は二度と本事案のようなことが起きないように職員に徹底し適正な事務処理に万全を期すと共に信頼回復に努めて参りますのでどうかよろしくお願いを申し上げます。以上で行政報告を終わらせていただきます。引き続き本定例会に提出いたしました議案等について説明をさせて頂きます。今議会に上程いたします議案等につきましては令和2年度の決算認定が13件、承認が1件、議案が6件、同意案が1件、報告が3件でございます。合わせて24件を上程いたしますのでよろしくお願いを致します。各議案について簡略に説明をさせて頂きます。認定案第1号令和2年度一般会計歳入歳出決算認定から認定案第13号令和2年度振草財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございますがご配付をいたしております令和2年度決算に係る主要施策のですね成果報告書をご覧いただきたいと思います。一般会計は歳入総額が42億5250万円、歳出総額が39億9055万5千円。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は1億7623万1千円でございます。当該年度の実質収支から前年度の実質を差し引いた額を表す単年度収支は3331万5千円の黒字となります。単年度収支に実質的な黒字要素である基金積立金及び地方債の繰上償還金、これは、今回はございませんが、これを加え実質的な赤字要素である積立金取り崩し額を引いた実質単年度収支は7737万5千円の赤字となりました。財政分析指標ですが、健全化判断比率の実質公債費比率は9.1で年度より0.1ポイント上がりましたが、将来負担比率は昨年度に引き続きまして0となりました。地方債残高は特別会計

と合わせて 51 億 3096 万 3 千円であります。前年同期に比べて 1 億 1229 万 9 千円の増となっています。経常収支比率は 76.2%で前年度と比較して 5.1 ポイント下がりました。引き続き下がりましたが、引き続き経常的なものに当てられる一般財源の確保と経常経費の削減に努めていく必要がございます。各特別会計につきましては予算通り執行でき問題はありませんでした。詳細については先日の議会全員協議会で各担当課長から説明した通りでございます。承認第 7 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 4 号の専決処分の承認を求めることについてであります。令和 3 年度 6 月 25 日付けで町長の退職に伴う町長選挙と直接請求に係る選挙管理委員会の予算について専決処分を行ったものであります。944 万 7 千円を増額しましたので地方自治法第 179 条 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。議案第 39 号東栄町過疎地域持続的発展計画についてであります。今年 4 月 1 日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間の計画を策定するものであります。次に議案第 40 号小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について及び議案第 41 号町営バス（小型バス）物品売買契約については東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきまして、議決を求めるものであります。議案第 42 号令和 3 年度一般会計補正予算第 5 号は、3 億 3068 万 5 千円を減額補正するものであります。今回の大きな減額につきましては、医療センター・保健福祉センター（仮称）ですが建設工事について、継続費の年度割を変更したことによるものが主な要因となっております。これは選挙もあり入札を伸ばしたという状況の中での年割額の変更となっております。その他の内容としましては、固定資産税過年度分の還付金、国民年金システム改修委託料、更正医療費等に係る国県補助金の令和 2 年度分に係る返還金、介護予防棟修繕、簡易水道特別会計への繰出金、高齢者生産活動センター電気設備改修工事、千代姫公衆トイレの修繕、千代姫荘の電話更新工事、有害鳥獣駆除委託料、林道改良工事、とうえい温泉の修繕及び備品購入、充電スタンド更新工事、急傾斜地崩壊対策事業負担金、住宅の修繕、町債の償還金に係る元金、森づくり基金積立金の増額、東栄医療センター特別会計の繰出金の減額が主なものであります。これらに充てる歳入については、森林環境譲与税、国県の補助金・委託金、高齢者いきいき健康増進基金繰入金及び臨時財政対策債等の町債を見込むとともに、財政調整基金・病院施設整備費積立基金繰入金及び医療センター等建設事業に係る町債を減額するものであります。次に議案第 43 号令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 2 号は 3364 万 7 千円の増額補正であります。新医療センター等への配水管布設工事と町道下川農免線改良工事に伴う水道管の移設にあてるものであります。議案第 43 号令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 2 号は 15 万 6 千円の減額補正であります。病棟の勤務形態変更に係るものであります。同意案第 4 号東栄町教育委員会委員の任命については、委員 1 名が任期満了となるため議会の同意を得るものであります。報告第 11 号令和 2 年度決算

に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率については地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告するものがあります。報告第12号令和2年度東栄町一般会計継続費精算報告について及び報告第13号令和2年度東栄町国民健康保険特別会計継続費精算報告書については地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。以上であります但詳細につきましては副町長及び担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（原田安生君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後議了したい議案等がございますので申し上げます。日程第19承認第7号令和3年度東栄町一般会計補正予算第4号の専決処分の承認を求めることについて、日程第21議案第40号小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について、日程第22議案第41号町営バス物品売買契約について、日程第26議案第45号東栄町議会会議規則の一部改正について、日程第27議案第46号東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出について、日程第28同意案第4号東栄町教育委員会委員の任命について、以上の6案件は本日の議会審議の後、直ちに議了したいと思いますのでご了承の上お願い致します。

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第6認定案第1号令和2年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第18認定案第13号令和2年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの一般会計及び特別会計の決算認定案件13件を一括議題とし説明については各財産区特別会計6件を省略し、残る7件について各会計を通して一括でお願いをし質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって認定案第1号から認定案第13号までの13件については一括議題とすることに決定しました。ただいまより説明に入りますがここでは議決事項であります款、項の範囲内で簡明に行っていただくようあらかじめご了承をお願いいたします。それでは各財産区特別会計を除く一般会計及び特別会計7件について会計管理者の説明を求めます。

（「議長、会計管理者」の声あり）

はい、会計管理者。

会計管理者（伊藤知幸君）

認定第1号令和2年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について。決算書の2ページをご覧ください。歳入については収入済額、算出については支出済額を款ごとに朗読させていただきます。歳入、1款町税3億864万5405円、2款地方譲与税6815万7千円、3款利子割交付金29万4千円、4款配当割交付金172万6千円、5款株式等譲渡所得割交付金161万6千円、6款地方消費税交付金7492万2千円、7款自動車取得税交付金0円、8款環境性能割交付金605万4478円、9款地方特例交付金467万1千円、10款地方交付税17億9707万8千円、11款交通安全対策特別交付金50万1千円、12款分担金及び負担金2745万1519円。次のページをお願いします。13款使用料及び手数料5808万5923円、14款国庫支出金6億5295万3959円、15款県支出金2億1801万2134円、16款財産収入1951万6231円、17款寄付金847万8千円、18款繰入金1億8454万5460円、19款繰越金1億7647万9790円、20款諸収入7184万4817円、21款町債5億7146万7千円。次のページをお願いします。歳入合計42億5249万9716円。続きまして次のページをお願いします。歳出、1款議会費4835万1548円、2款総務費9億3877万9757円、3款民生費5億8251万8428円、4款衛生費5億1313万4152円、5款農林水産業費2億7328万2048円、6款商工費1億4581万8473円、7款土木費2億192万1836円、8款消防費5億1127万2244円、次のページをお願いします。9款教育費2億6117万554円、10款災害復旧費1410万円、11款公債費3億9914万4808円、12款諸支出金1億106万1111円、13款予備費0円、歳出合計39億9055万4959円、以上でございます。続きまして認定案第2号令和2年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、150ページをご覧ください。収入済額と支出済額を朗読させていただきます。歳入、1款国民健康保険料6680万9703円、2款使用料及び手数料2万6600円、3款県支出金2億6984万5350円、4款財産収入0円、5款繰入金2316万1千円、6款繰越金2132万7730円、7款諸収入69万6954円、8款町債0円、12款国庫支出金12万4千円、歳入合計3億8199万1337円。次のページをお願いします。歳出、1款総務費330万8821円、2款保険給付費2億2957万5544円、3款国民健康保険事業費納付金9926万97円、4款共同事業拠出金0円、5款保険事業費440万9749円、6款基金積立金1115万1730円、7款公債費0円、8款諸支出金2831万6600円、9款予備費0円、次のページをお願いします。歳出合計3億7602万2541円、以上でございます。続きまして認定案第3号令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、175ページをご覧ください。歳入、1款後期高齢者医療保険料4725万8千300円、2款使用料及び手数料9700円、3款繰入金7418万7千円、4款繰越金339万4657円、5款諸収入295万2671円、10款国庫支出金6万1千円、歳入合計1億2786万3328円、次のページをお願いします。歳出、1款総務費426万260円、2款後期高齢者医療広域連合納付金6718万2328円、3款後期高齢者医療費5494万1千円、4款諸支出金5万2500円、5款予備費0円、歳出合計1億2643万6088円、以上でございます。続きまして認定

案第 4 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、188 ページでございます。歳入、1 款分担金及び負担金 150 万 9 千円、2 款使用料及び手数料 5884 万 4969 円、3 款国庫支出金 466 万 6 千円、4 款県支出金 280 万円、5 款繰入金 9764 万円、6 款繰越金 265 万 649 円、7 款諸収入 3 万 4069 円、8 款町債 1830 万円、歳入合計 1 億 8644 万 4687 円、次のページをお願いします。歳出、1 款総務費 2876 万 4992 円、2 款簡易水道事業費 8025 万 5137 円、3 款公債費 4862 万 8470 円、4 款予備費 0 円、歳出合計 1 億 5764 万 8599 円、以上でございます。続きまして認定案第 5 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、203 ページでございます。歳入、1 款分担金及び負担金 147 万 5100 円、2 款使用料及び手数料 4057 万 7265 円、3 款国庫支出金 626 万 1750 円、4 款繰入金 7036 万 7 千円、5 款繰越金 320 万 9416 円、6 款諸収入 0 円、7 款下水道建設債 1230 万円、歳入合計 1 億 3419 万 531 円、次のページをお願いします。歳出、1 款下水道事業費 6310 万 5790 円、2 款公債費 5944 万 8368 円、3 款予備費 0 円、歳出合計 1 億 2255 万 4158 円、以上でございます。続きまして認定案第 6 号令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、216 ページでございます。歳入、1 款分担金及び負担金 0 円、2 款使用料及び手数料 458 万 3220 円、3 款繰入金 2207 万 3 千円、4 款繰越金 232 万 3743 円、5 款諸収入 0 円、6 款農業集落排水事業債 540 万円、歳入合計 3437 万 9963 円、次のページをお願いします。歳出、1 款農業集落排水事業費 2059 万 4149 円、2 款公債費 965 万 1568 円、3 款予備費 0 円、歳出合計 3024 万 5717 円、以上でございます。認定案第 7 号令和 2 年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定について、227 ページでございます。歳入、1 款診療収入 2 億 4261 万 4964 円、2 款使用料及び手数料 248 万 1704 円、3 款国庫支出金 450 万円、4 款県支出金 673 万 8 千円、5 款繰入金 2 億 5810 万 1 千円、6 款繰越金 3471 万 7931 円、7 款諸収入 1779 万 4804 円、8 款町債 0 円、歳入合計 5 億 6694 万 8403 円、次のページをお願いします。歳出、1 款総務費 4 億 3073 万 7760 円、2 款医業費 1 億 590 万 7957 円、3 款公債費 1383 万 3716 円、4 款予備費 0 円、歳出合計 5 億 5047 万 9433 円、以上で朗読を終わります。

----- **認定案第 1 号** -----

議長（原田安生君）

会計管理者の説明が終わりました。これより案件ごとに質疑をお願いいたしますが詳細質疑につきましては 9 月 14 日に決算特別委員会を予定しておりその時にお願いしたいと思いますので、本日はどうしてもという所に限ってのみお願いをいたします。

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので再開をいたします。それでは日程第6 認定案第1 号 令和2 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑に入ります。歳出全般 59 ページから 148 ページまでについて質疑をお願い致します。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

成果報告書の様式について伺いたいんですが、成果報告書も決算の重要な町の報告ですので決算議会で取り上げて差し支えないものと思っております。事前に資料の提供をお願いしたいと思ひまして。今回令和2 年度決算に係る主要施策の成果報告書には例年あった生活保護の利用、人数の一覧が抜けております。取り扱い変更の理由を伺いたいということとですね前年度は決算時点で人口 3000 人の町で利用者がわずか2 名という状況でありました。大変少ないものと私は認識しております。保護を必要とする方に届いているのかということを町として議会として注視していくべきだと考えます。改めて資料提供、提出を求めたいが認識を伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

受給者の人数でよろしいのでしょうか。ただ決算報告書に載せてない理由としましては認定あと給付につきましては、県の方で行なっておりますので今回は決算報告書には載せてございません。人数の資料でしたら提供させていただきたいと思ひます。

議長（原田安生君）

1 番よろしいですか。そのほかございますか。

（「議長、6 番」の声あり）

はい、6 番

6 番（森田昭夫君）

解答は決算委員会の時で結構ですけども、この決算書で非常に苦になるのが流用、款内流用が非常に多いですね、款内流用。特に人件費に関わるもの、これは流用が制限されると思うんですがその辺のところは大丈夫かどうか。1 回確認をしていただきたい。人件費に対して流用は非常に難しいと思うんですよ。この辺のところ。決算書だとどこからどこへ流用したかさっぱりわかんない。全部まとめて一括なってる

から。こうゆう様式だといえはそれまでですけども、これじゃあどこの予算が余ってどこへ持っていったのかわかんないんですよ。一回様式を変えてもらうように研究していただいてまた回答いただければと思うんですけど。それともう一つが臨時会がだいぶ多かったような去年も令和２年度も議会が定例会が終わってすぐ臨時会開いたりして臨時会の数が非常に多かった。そのわりに流用があるっていうのはちょっとなぜ臨時会の時にできなんだのかなと思うものですからもう少し予算の取り方それからあれだけ細かく臨時会開いたんだからもっとこれだけ流用でなくてもいいんじゃないのかなとこんなふうに思いますので、このへんの認識を決算の委員会の時にご報告というか、話し合いができればありがたいと思います。

議長（原田安生君）

それでは委員会の方でその回答をいただくようにしまして、その他ございますか。

それでは歳出を終わり続いて歳入全般についてお願いを致します。17 ページから58 ページまで、質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で認定案第１号の質疑を打ち切ります。

認定案第２号

議長（原田安生君）

次に日程第７認定案第２号令和２年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で認定案第２号の質疑を打ち切ります。

認定案第３号

議長（原田安生君）

次に日程第８認定案第３号令和２年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で認定第３号の質疑打ち切ります。

認定案第４号

議長（原田安生君）

次に日程第 9 認定案第 4 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願い致します。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で認定案第 4 号の質疑を打ち切ります。

認定案第 5 号

議長（原田安生君）

次に日程第 10 認定案第 5 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で認定案第 5 号の質疑を打ち切ります。

認定案第 6 号

議長（原田安生君）

次に日程第 11 認定案第 6 号令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑に入ります。歳入歳出全般について、質疑はございませんか。

（「なし」声あり）

以上で認定案第 6 号の質疑を打ち切ります。

認定案第 7 号

議長（原田安生君）

次に日程第 12 認定案第 7 号令和 2 年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定についての質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願い致します。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で認定案第 7 号の質疑を切ります。

認定案第 8～13 号

議長（原田安生君）

次に日程第 13 認定案第 8 号から日程第 18 認定案第 13 号までの各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての 6 件は一括して質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で認定案第 8 号から第 13 号までの質疑を打ち切ります。以上で各会計の決算認定案件の説明及び質疑が終了しました。

監査委員報告

議長（原田安生君）

ここで各会計全般の決算審査の結果につきまして監査委員の 2 番伊藤紋次君から報告をお願い致します。

（「議長、2 番」の声あり）

はい、2 番伊藤紋次君。

2 番（伊藤紋次君）

令和 2 年度各会計の監査報告をいたします。はじめに令和 2 年度一般会計と各特別会計の決算につきましては去る 8 月 4 日、5 日及び 12 日の 3 日間にわたり亀山幸夫代表監査委員とともに決算審査を実施いたしました。この決算審査にあたっては、町長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について計数に誤りが無いか、財政運営は健全か、財産管理は適切か、予算の執行は各法令に従って効率的になされているか等について主眼を置き予算現額及び歳入歳出額を諸帳簿と照合するとともに担当課長からの説明を受けて審査いたしました。それでは、審査結果のうち主な点を報告いたします。全般的な経理や事務事業は概ね適正に処理されていました。なお、監査委員から包括的な意見を付しました。一般会計における実質単年度収支は財政調整基金の取り崩しにより 7737 万 5 千円の赤字となりました。しかし一般会計の財政力指数は、0.19 で財政力の弱い状態が続くなか経常収支比率は 76.2%となりました。昨年比で 5.1 ポイント下がりましたが引き続き高い数値で推移しています。なお、公債費負担比率は昨年度の 10.4%から 13.7%に上がり、財政構造の硬直化に注意が必要であることを指摘しました。今後もコロナ禍や経済情勢による変化に全庁的に対応するとともに経常経費の節減や中長期的な財政ビジョンを含めた財政健全化への取り組みをされたいとの意見を付しました。次に特別会計は、各会計とも独立採算の原則に沿った事業運営に努めること、そのためにも受益者負担となる保険料や使用料の適正な設定を始め徴収率向上による財源確保に努められたいとの意見を付しました。最後に今後留意すべき事項とし

て引き続き条例、規則等を遵守した効率的な事務執行に努めることを基本に以下の6点について意見を付しました。1点目です。財政状況が引き続き厳しい事を全職員が認識し全庁的に財政健全化への取り組みを務めること。2点目です。義務的経費は今後も増加するものとみられ財源の確保を図るとともに事務事業の徹底した見直しで必要な分野にメリハリをつけ重点的かつ効率的に配分すること。3点目です。持続的な財政運営を行うためには重要な自主財源である町税等の適切な徴収体制を構築すること。4点目です。公共施設等総合管理計画における対象施設で経営悪化となっている公共施設への民間活力の導入による移譲や経営規模縮小、廃止等早期に方向性を出されるよう努めること。5点目です。イベント等各種事業はコロナ禍で動画配信により対応したものもあり費用対効果を考える中で事業のあり方やSNSによる情報提供方法についても検討をすること。6点目です。コロナ禍において従来の行政組織や行政システムのあり方が問い直されております。行政評価と共に組織改革へ努力をする事の意見を付しました。次に令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率等の審査については健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎事項を記載した書類を審査した結果何も適正に作成されているものと認めました。なお、引き続き慎重な財政運営を求める旨を付しました。なお、詳細は町長宛に提出いたしました東栄町一般会計特別会計決算審査意見書、財政健全化判断比率等審査意見書の写しをご配布しておりますのでお目通し頂きたいと思っております。以上で監査報告を終わります。

議長（原田安生君）

監査委員の令和2年度各会計全般の決算審査意見書の報告が終わりました。

----- **承認第7号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第19承認第7号令和3年度東栄町一般会計補正予算第4号の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

承認第7号令和3年度東栄町一般会計補正予算第4号の専決処分の承認を求めることについて。それでは予算書の1ページをお願いします。専決第6号令和3年度東栄町一般会計補正予算第4号について、辞職に伴う町長選挙について予算措置を講じる必要が生じましたが議会の招集をするいとまがないため6月25日付けで専決処分させていただいたものです。続いて2ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出

それぞれ 944 万 7 千円を増額し予算総額を 42 億 5893 万円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6 ページをお開きください。2 款 4 項 1 目選挙管理委員会費は、直接請求に係る委員の報酬、職員の時間外手当及び事務費を追加するものです。4 目町長・町議会議員選挙費は 8 月 8 日執行の町長選挙にかかる経費を追加するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。今回の補正にかかる財源の全部は 19 款 1 項 1 目の前年度繰越金を充当します。以上で専決処分に係る一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

承認第 7 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

出直し町長選挙また町長リコールの費用が専決処分として出されております。今回の出直し町長選挙は町民 953 人が地方自治法に則り村上町長の解職を求め町長が住民投票ではなく辞任をしたため実施されたものです。法と制度に則り行われたことは中日新聞の社説で民主主義が健全に機能した好例として評価したいと書かれたこと、私は大変誇るべきことだと考えております。また出直し町長選挙にかかる経費は少ない金額ではありますが民主主義にかかる当然のコストとして理解します。町長はこの選挙についてですね選挙後中日新聞に取材に応じて混乱を招いた責任があると述べています。町長の言う責任とは何か伺いたいと思います。

議長（原田安生君）

この予算に関係ある質疑をしてください。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

その町長の責任が、町長がこの選挙戦を招いた責任があるつまりこのコストに責任があるということをおっしゃったと思いますのでお尋ねしております。責任とは何かという質問です。

議長（原田安生君）

だから予算の中身の質問ならいいんだけどそれは質問にはならん。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

この経費のうちの 800 万円余りについては歳費から負担されるというような発言をされていると書かれておりますので 800 万円分負担するだけのどのような責任をお感じなのか伺いたいと思います。

議長（原田安生君）

それもこれに乗っ取る話じゃないよね。一体何が言いたいのかよくわからんだけどどういう質疑だか。これの予算に対する質疑をしてください。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

この全体で 1000 万近い金額のうちで町長は責任を感じるとおっしゃっておるわけですから 800 万円分のいかなる責任があるのかということです。執行された予算について伺っています。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

前段で質問される時に、前段で質問された時に先程言いましたように民意が反映されていわゆる署名が集まりそれを執行したと、それは認めると言ってるんで、何ら問題がないんじゃないですか。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

認める何ら問題がある問題はないという発言ですと責任がないとおっしゃっているように聞こえるんですけどもどのような責任を感じているのかもう一度教えてください。

議長（原田安生君）

だから責任とかそういうものはこの質疑になってないということ言っとる。いったい何が問題で、どういう質疑するのか、金額にどう言う不明な点があって質疑するのか、その辺を明確に。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

では、質問を変えまして、この費用1千万円近い費用が今回生じたわけですがこのリコールや出直し町長選挙を回避する機会、チャンスは何度かあったと思っています。例えば新たな東栄医療センター建設にあたり町が定めている実施要綱に沿ってパブリックコメントを実施しなかったこと、パブコメに基づいて見直しする機会があったと思います。さらに2月町長後援会が直接請求署名の受任者を疑う目玉チラシと言われるチラシを全戸配布したことで町民の心は大きく傷つけられました。町長の町民の声を聞かない姿勢、強硬姿勢がリコールを成立させたとは私は考えております。町長は選挙のチラシに皆さんの声にしっかりお応えしますと書きました。町民の声を顧みない行政運営を改めなければ今後も同様の。

議長（原田安生君）

ちょっと止めるよ。全然質疑になってない。ちゃんと質疑してください。

1番（浅尾もと子君）

ですのでこのような同様の経費が今後も発生すると考えております。出直し町長選挙を終えてこれまでの行政運営への反省はあるのか、この1千万円の費用発生させた反省はあるのか伺います。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

議事部分で、議長が言われた部分と同じですけども、予算書が出ているわけですから款項目節のこの予算について私たちは今上程されている内容を審議していると、言いたいという内容よくわかります。内容は気持ちがあるというのがそうだと思うけどつまり議案の審議に沿って発言がないと議長が言われるようにそれは進行上成り立たないということだと思いますのでそういう理解を私はしています。

議長（原田安生君）

その通りでございまして。今言っとることは、この今の質疑には全然合っていないと言っとるんですが、まだ喋りますか。

（「討論で」の声あり）

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

9ページです。2款4項4目選挙費の関係のどこなんですけど、負担金補助及び交付金このですね選挙公営費負担金が185万3千円あります。これはですねずっと前からの全国議長会の方で選挙費用についてですね町村も市部と同じようにしていただきたいということも毎年毎年国の方へお願いしとったやつだと思うんですが、これ今回これ負担金が出るようになったのはどういう項目があるのかその辺のところ説明してもらえますか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

9ページの選挙公営費負担金185万3千円の内訳でございしますが、今回の選挙で初めてビラですとかポスターが公費と認められました。この予算化したものが185万2040円ということになります。3つございまして選挙運動用自動車これと運転手さん、これ1連でレンタルって言いますかそうするとこれ6万4500円単価です。色々なケースがございしますが、一番最高額といえますか車両と運転手さんで6万4500円、あと選挙運動用ビラですねこれは町長選に限るわけですが、この単価が3万7550円ですね5千枚の見積もりです。選挙運動用ポスターでございします。これは業者さんとか色々な平均的な数字ですが。これは町長選、議会議員の選挙は共通でございしますが、およそ36万960円で見積もりしました。これ掛ける4人分で見積もりしましたので185万2040円という数字を上程させていただきました。以上です。

議長（原田安生君）

よろしいですか。そのほかございますか。それでは以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございますか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。はい、まずは原案に反対の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。今回の補正予算はですね出直し町長選挙の費用であります。町民 953 人が地方自治法に則り村上町長の解職を求め町長が住民投票ではなく辞任をしたことで実施されたものです。法と制度に則り行われたことは中日新聞の社説で民主主義が健全に機能した好例として評価したいと書かれたことで私は大変誇るべきことだと考えています。また出直し町長選挙にかかる経費は民主主義にかかる当然のコストとして理解します。町長は中日新聞に混乱を招いた責任があると述べていますが今回私の質疑ではこの責任とは何かこの 1000 万円近い公費の発生に至った町長の責任とは何かということについて答弁がいただけませんでした。このリコールのですねまた出直し町長選を回避するチャンスは何度かあったと思っています。新たな東栄医療センター建設にあたり町が定めている実施要綱によってパブリックコメントを実施すべきでした。パブコメによって見直しをする機会があったと思います。さらに今年 2 月、町長後援会が直接請求署名の受任者を疑う目玉チラシを全戸配布したことで町民の心は大きく傷つけられました。町長の町民の声を聞かない姿勢や強硬姿勢これがリコールを成立させたと思います。村上町長は選挙のチラシに皆さんの声にしっかりお応えしますと書いたが今回の答弁では反省の言葉は聞かれませんでした。今後とも町民の声を顧みない行政運営を続けるのであれば今後も同様の事態が発生すると私は考えます。警鐘を鳴らすべく反対したいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7 番」の声あり）

はい、7 番。

7 番（加藤彰男君）

今回のですね専決につきましては、先ほどの説明があったようにですね町長選に伴うということですが、地方自治法が定められたですね首長の退職という状況が、条文があるわけですからそれに則って村上町長が判断し手続きしたと、当然行政としてはですねそれに基づく選挙をですね実施するという点でこの予算を組んでそれを専

決にしたということですからこれについては基本的に皆さん全体的位置づけですね。位置づけについては問題ないというふうに私は考えます。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。それでは承認第7号令和3年度東栄町一般会計補正予算の専決処分の承認を求める件について挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜賛成者6名＞

はい、挙手多数であります。よって承認第7号令和3年度東栄町一般会計補正予算第4号の専決処分の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

―― 議案第39号 ―――

議長（原田安生君）

次に日程第20議案第39号東栄町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、振興課長」の声あり）

はい、振興課長。

振興課長（長谷川伸君）

議案第39号東栄町過疎地域持続的発展計画について。提案理由は令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき5年間の東栄町過疎地域持続的発展計画を策定する必要があるから議会の議決を求めるため提出するものです。初めに1ページをお願いいたします。基本的な事項と致しましては、先日の議会全員協議会で少し触れさせて頂きましたので、本日は各項目の事業計画を簡略的にご説明いたします。初めに16ページをお願いします。右上に記載されています東栄16ということになります。（3）移住、定住、地域間交流の促進、人材育成における計画については、暮らしのカラフルパッケージ事業、移住及び定住希望者への支援事業、そして人材育成の地域活性化等に取り組むイベントの補助事業。次に17ページに移っていただきまして、元気な地域にぎわい創出事業を計画しております。続きまして22ページ23ページにまたがりますがお願い致します。（3）産業の振興計画につきましては、かんがい排水6箇所を始め、続いて23ページに移りますが、水源林対策事業、作業路、間伐、保育、観光まちづくり協会補助事業、チェーンアート大会、水源林保全流域協働事業による人材育成事業など、ここでは移動販

売事業、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払い交付金、有害鳥獣対策事業を計画としております。次に 24 ページをお願いいたします。中段に記載されている産業振興を効果的に促進するため（４）産業振興促進事項としまして新たに項目を記載しました。事業者が設備投資を取得し一定の要件を満たした場合には税制優遇措置が適用されるというものでございます。次に 27 ページをお願いします。（３）地域における情報化の計画は北設情報ネットワーク運営負担金として連携を図り維持する計画をしております。次に 32 ページをお願いします。（３）交通施設の整備、交通手段の確保における計画ですが 32 ページから 33 ページにかけて町道折線をはじめとする 28 路線や交通安全対策工事、橋梁は吐原橋の橋梁補修をはじめとする 14 の橋梁補修。次に 34 ページから 35 ページになりますが、農道稲目線舗装をはじめとする 3 路線、林道峯山線をはじめとする 33 路線、そして町営バス車両購入、次世代モビリティの実証実験などを計画しております。続いて 43 ページをお願いいたします。ここでは生活環境の整備における計画につきまして（１）簡易水道は生活基盤近代事業など、そして下水道処理施設につきましては下水道施設の改築、更新事業等、廃棄物処理施設では中田クリーンセンター設備整備負担金、消防施設は小型動力ポンプ付積載車更新など、そして公営住宅につきましては畑住宅をはじめとする 5 つの住宅改修工事など、そして 44 ページをお願いしますが、防災、防犯はハザードマップ作成、地区防災計画の策定、家庭用発電機購入補助事業を計画しております。次に 50 ページをお願いいたします。子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進における計画につきましては、高齢者生活支援拠点事業、相談支援委託事業そして新東栄医療センター（診療所）保健福祉センター（仮称）整備事業を計画しております。次に 53 ページをお願いします。医療の確保における計画につきましては、新東栄医療センター（診療所）保健福祉センター（仮称）整備事業、医療機器の新規および更新、電子カルテ更新を計画しております。次に 56 ページをお願いします。教育の振興における計画は、学校教育関連施設で中学校階段昇降機の設置、小中学校の学習用端末更新、学習のための情報通信機器の更新、次に弓道場トイレ改修工事をはじめとする社会施設の改修工事そして生涯学習、スポーツ関連の生涯学習講座、北設スポーツ教室。57 ページに移っていただきましては、サッカー教室、プロバスケットボールチームとの交流などを計画しております。次に 60 ページをお願いします。（３）集落の整備における計画につきましては、元気な地域にぎわい創出事業を計画しております。続いて 61 ページをお願いします。地域文化の振興等における計画について文化財の PR として事業計画しております。次に 63 ページをお願いします。再生可能エネルギーの利用の推進における計画について住宅用太陽光発電システム購入補助事業、そして 64 ページになりますけども次世代自動車購入補助事業の計画などをしております。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第 39 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、6 番」の声あり）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

この計画の中には東栄診療所、東栄医療センターという名前が書いてありますけども、町長がこの間も言うのには私も提案して否決されたんですが、診療所という名前に変えるべきだと、近々、診療所に変えるということを明言されていますので、これまた医療センターを診療所に変える時には議決が必要なのかどうなのか、委員会の時で結構ですでお答えいただいて委員会でやるんですよねこれ。ですからその時に回答いただければ結構ですけども議決がまた必要だとしたら二重手間じゃないのかなと思う。診療所になるって分かっているんだから、ということ。それからもう一つこの中に電子カルテを更新するって書いてあるんですが、本当にこの規模の診療所で電子カルテなんか必要なのかどうか、他所の診療所見てもらってみたいと、この規模の程度の所で電子カルテ、しかも電子カルテ見れば年間 1 千万の余の維持費が必要なんですよ。あまりにも無駄が多すぎる赤字、赤字と言いながら診療所の無駄が多すぎるということです。この辺のことはしっかり検討すべきだと思いますので、それは委員会の時で結構です。それでまた回答いただければ結構です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。以上で議案第 39 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 40・41 号** -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 21 議案第 40 号小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について、日程第 22 議案第 41 号町営バス物品売買契約について、これら 2 案件同じ所管課として関連がございますので一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 40 号及び議案第 41 号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それでは失礼します。議案第 40 号、41 号を一括で上程させていただきます。最初に議案第 40 号です。小型動力ポンプ付積載車物品売買契約についてでございます。中段あたり記というところでございます。契約の目的が小型動力ポンプ付積載車購入です。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 863 万 9410 円でございます。契約の相手方が豊橋市、山佐産工株式会社さんであります。1 枚はねていただきますと、参考資料として入札の様子を載せてあります。4 入札日ですが 8 月 27 日、5 の仮契約日ですが同日 8 月 17 日に行いました。7 の指名業者 5 社を指名しました。参加したのが 3 社であり辞退された方が 2 社でございます。なおこの車両は 26 年使用しまして 2 分団第 2 班に納入させていただきます。続きまして議案第 41 号です。町営バス（小型バス）物品売買契約についてでございます。契約の目的は町営バスの購入、指名競争入札、契約金額は 779 万 8805 円であります。契約の相手方ですが東栄町大字下田、有限会社鈴木自動車さんであります。これも 1 枚はねて頂きますと参考資料を載せてあります。4 の入札日が 8 月 27 日であります。指名業者が 3 社でありました。参加されたのは鈴木自動車、中部自動車、本田モータースさんは辞退されております。この車両は平成 22 年に購入させていただきましておよそ 10 年以上が経過しております。走行距離に関しましては 54 万から今 5 万キロぐらいになっております。以上でございます。

議長（原田安生君）

第 40 号及び 41 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに議案第 40 号の質疑を行います。質疑はございませんか。よろしいですか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（伊藤芳孝君）

41 号の方もあるんですけど、契約が 2 件上がってきたわけですが、たまたま 2 件なんで気がついたんですけど、この契約の納入期限ですね納入期限、これがの両方とも年度末に 3 月になつとるわけなんですけど、まあ積載車と小型バスっていうことでは積載車の方はある程度今契約して時間がかかると思うんですけど、その辺の納入時期っていうのもこちらから年度末にまでねとかそういうふうに決めるのか実際に今から車あれしてくとそういうふうになっちゃうのか、その辺だけちょっと確認させてください。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

納入期限につきましては、特に積載車でございますが、一応これいろんな物、吸管ですとかポンプを乗せる台ですとか棚ですとかいろんなぎ装をします所以これはかなり時間がかかります。半年ぐらいかかるものでございます。バスの方もやはりいろんなぎ装します所以こら辺はディーラーさんと話して部品の納入時期を合わせてすると大体年度末ぐらいになってしまうという、実際のところもう少し早いのかもしれませんが、それでも全てが整うのがこのぐらいの日になるということでもあります。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。以上で議案第 40 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 40 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 40 号の件は原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に議案第 41 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい以上で議案第 41 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 41 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 41 号の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 42 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 23 議案第 42 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 5 号についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 42 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 5 号について、続いて 2 ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 3 億 3068 万 5 千円を減額し予算総額を 39 億 2824 万 5 千円とするものです。第 2 条の継続費の変更につきましては、5 ページの継続費補正において変更するものです。第 3 条の地方債の補正につきましては 6・7 ページの地方債補正において 2070 万円を追加するとともに 8900 万円を減額するものであります。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。8 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費 12 節庁舎間ネットワーク設定変更委託料は分庁舎におけるネットワークの不具合を改善するものであります。4 目財産管理費の 13 節アクセス回線利用料は分庁舎のネットワーク改善に伴い増額するものです。11 目町営バス運営対策費は東栄設楽線バス購入費に過疎債を充当することによる財源更正です。2 項 1 目税務総務費 7 節納期前納付報奨金と 18 節軽自動車税環境性能割徴収取扱費負担金は今年度の実績により追加するものです。22 節還付金は固定資産税の過年度分課税過誤によるものであります。3 款 1 項 1 目国民年金事務取扱費 12 節国民年金システム改修委託料は平成 30 年度と令和 2 年度の税制改正により国民年金保険料の免除基準が見直されたことに伴うものです。3 目障害者福祉費 22 節は令和 2 年度更正・育成医療費、障害者共同生活援助補助金及び障害児入所給付金の清算に係る国、県への返還金です。10 ページ 7 目介護予防施設費 10 節修繕料は介護予防棟の排煙窓のオペレーターを修繕するものです。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 12 節委託料と 14 節工事請負費は医療センター、保健福祉センターの建設工事に係る継続費の年割額を変更することに伴うものです。28 節東栄医療センター特別会計繰出金は 4 月補正をした時の減額漏れと今回の補正による減額です。3 目環境衛生費は簡易水道特別会計の補正による増額です。5 款 1 項 2 目農業総務費 10 節修繕料は高齢者生産活動センターの電気設備について高圧受電から低圧受電に切り替えるものです。6 目千代姫荘施設費 10 節修繕料はシロアリ被害が進行している千代姫公衆トイレについて浸食された部分の取替修繕をするものです。12 ページ 14 節は不具合が生じている千代姫荘の電話設備について更新するものです。2 項 2 目林業振興費 12 節有害鳥獣駆除委託料はイノシシ捕獲に対する県の補助金が増加したことにより追加するものです。3 目林道事業費 12 節林道測量設計等委託料は林道滝端線柿野橋の補修設計委託料を実績により減額するものと林道よらき線と下モ山線の C B R 検査を追加するものです。14 節小規模林道事業、改良は林道名倉線において舗装殻が増加したことにより追加するものです。林道改良事業は林道滝端線柿野橋の橋梁補修工事費と

林道稲目平釜沢線の改良工事費を追加するものです。6 款 1 項 5 目温泉施設費の 10 節修繕料はとうえい温泉の機械、機器の修繕に伴うものです。14 節充電スタンドの更新工事は令和 4 年度から 3 G 回線での通信ができなくなることから 4 G 対応に更新するものです。17 節脱衣場椅子及び野天ベンチ購入費は椅子及びベンチの老朽化により木製のものに買い換えるものです。14 ページ 7 款 2 項 2 目道路橋梁維持費は町道下川御園線枇杷ノ香橋橋梁補強工事に過疎債を充当することによる財源更正です。5 目急傾斜地対策事業費の 18 節は本年度実施される御園坂場地区と三輪山ノ上田地区に係る事業費負担金です。3 項 1 目住宅管理費の 10 節修繕料と 11 節手数料は退去した住宅に係る修繕及び清掃に係るものです。9 款 2 項 1 目学校管理費 18 節小学校修学旅行補助金はコロナ対策のために電車利用をバス利用に切り替えたことによる保護者負担金の増額分を補助するものです。11 款 1 項 1 目元金 22 節過疎対策事業債等は臨時財政対策債の平成 20 年度借入分について利率見直しに伴い利率が下がったことにより元金が増額となったものです。16 ページ 12 款 7 項 1 目 24 節東栄町森づくり基金積立金は令和 2 年度の森林環境譲与税の決算が確定したことにより積み立てるものです。次に歳入の説明をさせていただきます。

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので再開をいたします。一般会計の補正予算の歳入の部分から説明をお願いします。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、補正予算の歳入から引き続き説明をさせていただきます。予算説明書の 4 ページをお開きください。2 款 3 項 1 目森林環境譲与税はとうえい温泉の備品購入に充てるために追加するものです。14 款 3 項 2 目民生費国庫委託金の基礎年金等事務委託金は国民年金システムの改修に係るものです。特別児童扶養手当事務費交付金は本年度分の交付金が増加されたことによるものです。15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金の鳥獣害防止総合対策事業費補助金はイノシシ捕獲に対する県補助金の上乗せです。林道改良事業補助金は林道滝端線柿野橋橋梁補修工事の増額分に対するものです。18 款 2 項 1 目高齢者いきいき健康増進基金繰入金はとうえい温泉の機器等の修繕に充当するものです。2 目財政調整基金繰入金は今回の補正の財源調整により減額するものです。6 ページ 4 目病院施設整備費積立基金繰入金は医療センター・保健衛生福祉センター（仮称）の建設工事に係る継続費の年割額を変更することに伴い減額するものです。21 款 1 項 1 目臨時財政対策債は今年度の発行限度額が決定したことによる増額です。2 目総務債の町営バス購入事業と 6 目土木債の橋梁補修工事は既

に予算措置している事業について過疎債を追加して財源更正するものです。3 目衛生費の衛生債の医療センター・保健福祉センター建設事業は継続費の年割額を変更することに伴い減額するものです。医療センター配水管布設工事と本郷下川農免線水道管移設工事は簡易水道特別会計の事業について借入額の半分を過疎債で充てるものです。次に 18 ページをお開きください。医療センター・保健福祉センター整備事業について年割額と財源内訳を変更するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第 42 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに歳出全般について質疑をお願い致します。8 ページから 17 ページまで。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

確認ですけど、この補正予算の中には医療センターですか、診療所の建設について国庫補助金が入らないということが分かって報告があったわけですが、それに代わる財源、この間の説明だと過疎債をというような話もあったんですけど、そういう形で財源更正してあるわけですか。それを伺います。確認だけです。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

18 ページの継続費のですね補正をさせて頂いております。この中で今年度の 2 つありまして 1 つは事業がですね 2 カ月先に延びたことで年割額が変わったこと。それから先日の全協でご説明させて頂きました国保調整交付金が変わったこと。それに伴いましてここでですね補正前と補正後の金額を載せてございますが、ここで修正させて頂きさらに令和 3 年度分についての予算措置してあるものにつきましてこれに併せて減額の補正をさせて頂くとそういう形でさせて頂いております。

（「もう 1 回質問」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

今、丁寧に副町長説明してくれたんですけど、要はちょっと頭回らんのでもう 1 回聞きますけど、この中に今言うストレートに言っている診療所建設の 1 億 4500 万だか 200 万だかその国庫補助金が入らんから過疎債でっていう財源手当てをしてこれを出して作ってあるかどうかでそれ作ってあるっていうことならまた私委員会ありますのでその時もちょっと若干質問させてもらいたいと、その確認だけです。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい、入っております。

議長（原田安生君）

はい、そのほかございますか。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

同じくその交付金のことについてお尋ねしたいと思います。18 ページについては今でいいんですよね。はい。9 月の 6 日の非公開の議会全員協議会におきまして医療センター等整備の財源として見込んでいた厚生労働省の補助金国民健康保険調整交付金 1 億 4227 万円の申請を町が断念し借金過疎債に振り替えると報告を受けました。また財源を変更しても予算の執行は問題ないとして予定通り入札建設を行う考えを示しました。私は議員として大変驚いたところです。このような重大な情報は非公開の場ではなくこの本会議で町民に対して明らかにしていただきたいと思いますので改めてご報告を求めたいと思います。変わったと国保の交付金が変わったというふうに先ほど答弁がありましたけれどもどう変わったのかももう一度伺いたいと思います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

お待たせいたしました。国保の調整交付金を 1 億 4227 万 2 千 年分ですけれどもそちらの方は見込んでおったのを今回この財源更正により落としております。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

内容につきましては、先般全協でお話した通りですがその時の際にもですねもう一度整理してですね資料も付けてお示ししますということでお話ししたかと思いますが委員会のところでですね委員会の文教福祉委員会の中で資料も出しながらも一度説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

ただ今の答弁は、財源更正によりこの調整交付金を落としていますというものでした。要件を満たさないことが分かったので交付金が受けられないということは分かったという説明とはだいぶ印象が違うという答弁だったと思います。先ほど副町長は改めて資料をお示ししてくださるということを言われたんですが、これ入札が 16 日で予定されていますので速やかに出していただきたいと思います。もう一点、要望なんですけど医療センター建設にあたりこの国の交付金が基準に当てはまらなくなったそのことを事前に把握していなかったという重大な問題を私はこの議員として口頭の説明だけで見逃すことはできないので交付基準がどういうものでどうして該当しなくなったのか客観的に示していただきたいと思います。厚労省は交付の要件、要綱、要領などを示しているはずですので併せて資料提供を求めたいと思いますが認識を伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

要領等抜粋したものをお付けして委員会の際に配布する予定であります。

議長（原田安生君）

はい、そのほかございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

今、入札の日が 16 日と聞いたんで前からそういう話になったかも分かりませんが、私ちょっと記憶になかったんですが、もし文教福祉委員会がその後だって言うこと意味なくなりますので、先に言っておきますけどいわゆる町長は知っていると思いますけど、このほかここにいる議員の中にもご存知の方もおるとは思いますけど、20 年余の前に一回東栄病院が新築するっていう計画あったんですよね、もうほとんど実施するに近かったんですよね、それで用地も決まっておったということでもう本当に財源だけきちんと付けばできるようになっとったんですけど私は直接の担当じゃないので聞いた話になるんですけど、直前になって過疎債は付かないよと、事業債でやりなさいということがあってそれで財源確保ができなくてその時は予算執行してなかったんですよ入札やなんか止めちゃったことあるんですよ。そういう経緯がありますので先ほど副町長か議長さんが言われたか分かりませんが財源確保ができて、財源確保ができてないのにそういうことを予算執行しちゃうと私はそれはちょっと後でクレームついたり色々する場合にはもっと慎重であるべきだと、そのことだけ私とりあえずは言いたいんですよ、そういう経緯があったと。

議長（原田安生君）

それはご意見ですか。

その他ございますか。

はい、それでは歳出を終わり、次に歳入全般について質疑をお願い致します。4 ページから 7 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

特に無いようですので、以上で議案第 42 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 43 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 24 議案第 43 号令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 2 号についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

それでは失礼します。補正予算書の 9 ページをご覧ください。議案第 43 号令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 2 号について、10 ページお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 3364 万 7 千円を追加し予算総額を 2 億 174 万 4 千円とするものです。第 2 条の地方債の変更は第 2 表地方債補正によります。それでは補正予算説明書で説明します。まず歳出から説明します。24 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目水道管理費 3364 万 7 千円の増額につきましては県代行事業の本郷下川農免線改良工事において水道管が支障となり移設をするための設計及び工事にかかる費用と東栄医療センターや保健福祉センターへの引込み等により配水管を布設するものです。次に歳入について説明します。22 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1764 万 7 千円及び 8 款 1 項 1 目簡易水道事業債 1600 万円の増額につきましては歳出の補正に伴い増額するものです。以上です。

議長（原田安生君）

第 43 号説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 43 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 44 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 25 議案第 44 号令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 2 号についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

補正予算書の 15 ページをお願いします。議案第 44 号令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 2 号について、16 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 15 万 6 千円を減額し予算総額を 5 億 2925 万 3 千円とするものです。それでは予算説明書の歳出からお願いします。32 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目の 3 節職員手当等から 17 節備品購入費までは全て関連する内容のものです。内容としてはこれまで夜間の看護体制は夜勤者 1 名と宿直者 1 名の 2 名としてきましたがご存知の通り入院患者が少なく夜勤者 1 名のみで対応可能な日が多くあります。このようなことから夜勤者のみで患者対応ができる日の宿直業務を待機業務に切り替え待機者には連絡用として携帯電話を購入して貸し与えるという内容の補正でございます。業務を切り替えることで宿日直手当を 33 万 6000 円減額し貸与する携帯電話 3 台の購入で 8 万 4 千円の増額、電話料を 9 万 6 千円増額とするものです。次に歳入を説明させていただきます。30 ページをご覧ください。歳入につきましては 5 款 1 項 1 目の一般会計繰入金を 15 万 6 千円減額します。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第 44 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、6 番」の声あり）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

電話持っていないという方が見えるということによろしいでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

連絡用の携帯につきましては個人のものを使用するわけではなく患者さんとの連絡、医師との連絡、また東栄医療センターとの連絡、これに関しましては別のものを購入して貸し与えてやるということでございます。以上です。

（「議長、6 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

詳しくは委員会の時にお伺いしますが、日常的には普段は業務用の連絡は使わないということですね。病院からの電話は使わないから特別にいるということですよ。そういう理解でよろしいんですかね。ということですよ。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

もし看護師がですね医療センターに電話する、患者さんここに電話する。これはもしナンバーディスプレイの方に乗ってしまうとかそういうようなこともございますし使用料についても個人持ちというのはおかしい話であって医療センターの方で持つのが当然だと思いますので使用料をまた個人のものを使うのはおかしいということで購入させていただくものです。

議長（原田安生君）

その他ございますか。以上で議案第 44 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 45・46 号** -----

議長（原田安生君）

ここでお計りをいたします。日程第 26 議案第 45 号東栄町議会会議規則の一部改正について、日程第 27 議案第 46 号東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出についてこれら 2 案件を一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますがこれにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 45 号及び議案第 46 号を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番伊藤芳孝君。

5 番（伊藤芳孝君）

議案第 45 号東栄町議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定めるものとする。令和 3 年 9 月 9 日提出、提出者東栄町議会議員伊藤芳孝、賛成者東栄町議会議員伊藤紋次、山本典式。新旧対照表をちょっと見ていただけますか。第 2 条の方です

ねこれまでは欠席、遅刻の届けがですね事故のため出席できないとそういうことになっていたわけですが、このところより詳しくですね議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産、補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないとこんなふうに改めるものであります。そしてその下、2項の方が出産のため出席できないというものを日数を改めてこれ本人が決めて日数を改めて定めてということなんですが、これもですね出産予定日の6週間前そして出産後の8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにするというものであります。それから請願書の関係第87条ですが、これは今までは押印する判を押すということに決まっておったわけなんですけど改正の方では本人が代表者がですね署名を自筆で署名した場合は押印はいらないとワープロ等で記名した場合は今まで通りに考えるということでございます。この規則は公布の日から施行する。提案理由この案を提出するのは全国町村議会議長会からの通知を受け議員の出産、育児、介護等の欠席事由を明文化するとともに請願書の押印を簡素化する必要があるからであるということであります。続いて第46号ですが東栄町議会議員議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出についてということであります。令和3年9月9日提出、提出者東栄町議会議員伊藤芳孝、賛成者東栄町議会議員伊藤紋次、山本典式。これはですね地方自治法第109条により特別委員会を設置し同法第98条第1項に掲げる事項を当委員会に付託するものとする。記として1名称、東栄町議会決算特別委員会、設置の根拠、地方自治法第109条及び東栄町議会委員会条例第4条による、目的、東栄町一般会計決算及び東栄町各特別会計決算の審査を行う、委員の定数は7名でございます。以上であります。よろしくをお願いします。

議長（原田安生君）

議案第45号及び議案第46号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに議案第45号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第45号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第45号の件は可決されました

議長（原田安生君）

次に議案第46号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 46 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めますよって議案第 46 号の件は可決されました。

—— 同意案第 4 号 ————

議長（原田安生君）

次に日程第 28 同意案第 4 号東栄町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

同意案第 4 号東栄町教育委員会委員の任命について、渡邊忠司委員の任期満了に伴う教育委員の任命であり議会の同意を求めるため、同意案を提出するものであります。住所東栄町大字本郷字■■■■番地、氏名、渡邊忠司、生年月日、昭和 45 年■■月■■日、なお任期は令和 3 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まででございます。よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

同意案第 4 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で第 4 号の質疑を打ち切ります。本件は人事案件にありますので討論は省略して採決いたします。本件に同意することにご異議ございませんか

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって同意案第 4 号の件は同意されました。

—— 報告第 11 号 ————

議長（原田安生君）

次に日程第 29 報告第 11 号令和 2 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。報告第 11 号令和 2 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。一枚めくっていただきまして、この表をご覧ください。1 財政健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率と将来負担比率でございますが、下から 2 番目の実質公債比率のみ 9.1%でございます。昨年度が 9%でしたので 0.1%の上昇でございます。他のものは赤字額がないためハイフンとさせて頂いております。2 の資金不足比率でございますが、これは簡易水道特別会計と公共下水道、これと農業集落排水事業の会計でございます。いずれも資金不足が生じてないためハイフンとさせて頂いております。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（伊藤芳孝君）

特別、質疑でもないんですけど、この財政健全化判断比率ですね、これはご承知のとおり夕張が財政破綻した時に国の方で作った基準値であります。これこの表見ますとですね基準値と比較して何の問題もないように見えるわけですけど、この私が最も注目しておる実質公債費比率ですね、ここのところがですね成果報告書にも載っていますけどこれ年々年々毎年増えています。少しずつではあるけど増えてきて今 9.1%ということになっておるわけでございます。私が以前に学者の話を聞いた時にですね一般的には 10%だと、10%を超えない方が望ましいというような話がありました。そしてまた 25 パーセントが基準なんですけど、18 パーセント以上になると起債に充てる時に総務省の許可がいるんじゃないかと公債費負担適正化計画とかそんなものも必要になってくるんじゃないかなというような話を聞きました。その横の最後にあります基準の範囲内であるが適切な財政運営に努力をされたいとうたわれてありますけど、この通りだと思いますので、ただ単純に数字だけの判断になってですねその辺またしっかりと運用して頂きたいということでございます。意見です。

議長（原田安生君）

要望ということで承りました。他に質疑ありますか。以上で質疑を打ち切ります。

----- 報告第 12 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 30 報告第 12 号令和 2 年度東栄町一般会計継続費精算報告書についての件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

報告第 12 号令和 2 年度東栄町一般会計継続費精算報告書についてでございます。一枚めくっていただいて報告書をご覧くださいと思います。ここでは 3 つの事業であります。そして縦の列で全体計画、実績、一番右が比較となっております。最初に 2 款 1 項の事業名が広報誌デジタル化及び縮刷版作成事業の説明からでございます。全体計画では年割額の合計で 338 万円のところ実績では 335 万 6254 円となりました。財源の内訳ですが、特定財源は全体計画のその他これ県の補助金になりますが当初 200 万円でございますが実績では 100 万円となり、これは 2 年度分 100 万円につきましては他の事業へ補助金を組み替えた結果でございます。このため一般財源を 100 万円増額し結果合計で 235 万 6254 円となりました。一番右の比較でございますが、これは実績から全体計画の数字を引いたものでございます。次に 8 款 1 項の消防費に事業名が防災行政無線設備等工事でございます。これも全体計画に年割額が合計で 5 億 8055 万 8 千円でございますが実績では入札後ですが 5 億 6980 万円となりました。財源の内訳ですが特定財源の全体計画では地方債は 5 億 7500 万円でしたが実績では 2 カ年の合計が 5 億 6970 万円となりました。元年度ではその他県の補助金 500 万円を充当する予定でございましたがこちらもこの補助金を他の事業へ組み換えたものでございます。次に一番下の防災行政無線設備工事の監理業務委託料でございます。これは全体計画年割額の合計が 642 万 4 千円でありました。実績は同じく 642 万 4 千円であります。財源の内訳ですが特定財源につきましては実績で地方債で 330 万円充当いたしました。一般財源の合計の全体計画では 642 万 4 千円でしたが地方債を充当することにより実績で 312 万 4 千円となりました。以上でございます。

議長（原田安生君）

報告第 12 号の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

素朴な疑問なんですが、県の補助金を広報誌デジタル化及び縮刷版作成事業では 200 万円でしたかねそれを 100 万円分を他に振り替えたとか防災行政無線の関連ではやはり県の補助金 500 万円を他の事業に組み替えたというご説明でした。組み換えなければならない他の事業にこの補助金を使わなければならないっていうどういう理由があったんでしょうか。そちらの事業の方が急いでいたとかそちらの事業の方が財源がなかったとかどういう理由で何の事業に振り替えたのか教えてください。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

その他の県の補助金でございますが名前が元気なあいち市町村づくり補助金というものでございます。まずデジタル化及び縮刷版作成事業費ですが当初 2 カ年 100 万円ずつということでありましたがここの 2 年度の 100 万円の分を教育費になりますが花祭会館の映像デジタルデータベースシステム更新というこちらへ組み替えたものでございます。これ単年度の事業でございますし、また元気なあいち市町村事業補助金の交付要綱にも合致しているものだと思います。次に 2 段目の防災行政無線の 500 万円ですが、これは実は当初は申請でいけるんじゃないかということでしたが、ここは起債をはるということでこの 500 万円につきましては同じく教育費の天文台スターフォレストの関連で若干修繕が発生しました。1 つには 31 cm 望遠鏡の赤道儀の架台の回収、もう 1 個は交流センターの屋根の部分でございますがここに補助金を使わせて頂いていずれにせよ組み替えたという結果になりました。以上です。

議長（原田安生君）

1 番よろしいですか。その他ございますか。以上で質疑を打ち切ります。

----- **報告第 13 号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第 31 報告第 13 号令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計継続費精算報告書の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

報告第 13 号令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計継続費精算報告書について、1 枚おめくりください。1 款 1 項総務管理費、事業名、国保システム改修事業の継続費精算報告書です。全体計画、実績の順に説明いたします。全体計画では令和元年度、2 年度の 2 カ年の総額が 273 万 9 千円、実績は 273 万 7790 円となりました。財源内訳のうち特定財源の計画ではその他県支出金で 273 万 7 千円、実績は同額の 273 万 7 千円。一般財源は計画で 2000 円実績は 790 円となりました。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

ここで申し訳ないんですがちょっと議運を開いてもらわにやいかん案件が出てきましたので暫時休憩として議運を議員控室の方でちょっと行いたいと思います。暫時休憩といたします。議運の委員の皆さんも悪いけど議員控室の方へお願い致します。

議長（原田安生君）

それでは議運も終わりましたので、以上で本日上程されました案件の審査が日程通りすべて終了いたしました。本日上程されました案件のうち本日議了致しました案件を除く 17 案件につきまして決算特別委員会及び所管の常任委員会に付託したいと思います。ただ今から事務局に付託表を配布をさせますのでよろしく願いいたします。印刷が間に合いませんでしたのでここで口答の方で今から報告をさせていただきます。先ほど議運の方で議案第 39 号東栄町過疎地域持続的発展計画についてというのが総務経済委員会の所管になっておりますが中身が幅広くありますのでこれを文教福祉委員会でもでも取り扱っていただくということになりましたのでその辺書き加えておいていただきたいと中身はですね全般にわたってあるということで総務経済だけの案件ではないということでございますので文教福祉の案件もありますのでその案件に基づいてその委員会で話をすると会議しておくということでお願いをしたいと思います。よろしいですか特別委員会及び所管の常任委員会に付託することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって付託表の通り付託することに決定いたしましたのでよろしくご審議お願いいたします。また会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決をいただいた通りでございますので、それぞれご出席をお願い申し上げます。以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。